

○伊根町開業支援金交付要綱

平成22年3月31日

告示第24号

改正 平成26年3月31日告示第54号

改正 平成27年3月6日告示第6号

(目的)

第1条 この要綱は、伊根町内において、新たに商工観光業を営む者を支援し、起業化及び雇用を促進することで産業の活性化を図り、ひいては地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 伊根町内に所在する商工観光業を営む施設をいう。
- (2) 第二創業 事業転換や新事業・新分野への進出によって商工観光業を営むこと。
- (3) 起業化 事業を営んでいない個人及び団体が新たに事業所を起こして商工観光業を営むこと。ただし、第二創業や事業拡大は含まない。
- (4) 起業化計画 将来目標を具体化した起業化に関する事業計画及び収支計画をいう。
- (5) 事業開始 営業許可日、事業認可日又は開業日

(支援金の対象者)

第3条 この要綱による支援金の対象とする者は、町長が認定した起業化計画を実行するものとする。

(起業化計画認定申請書の提出)

第4条 支援金の交付を受けようとする者は、あらかじめ伊根町商工会の審査を経て起業化計画認定申請書を町長に提出しなければならない。

(起業化計画の認定の可否)

第5条 町長は、前条の計画認定申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、認定の可否を申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 町長は、起業化計画に基づいて事業を継続していると認められる者に対し支援金を交付する。ただし、この要綱に定める支援金を既に交付した者に対して、支援金を交付しない。

2 支援金の額は、月10万円の定額とし、四半期毎に事業の実施状況を確認の上、交付するものとする。ただし、交付期間は事業開始後2年を限度とする。

(支援金等の交付申請)

第7条 起業化計画の認定を受けた者が前条の規定により支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ町長に支援金交付申請書を提出しなければならない。以降事業を継続しようとする者は年度当初に交付申請を行うものとする。

(支援金等の交付決定)

第8条 町長は、前条の申請があった時は、支援金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知しなければならない。

(内容の変更)

第9条 前条の規定により支援金の交付の決定を受けた者は、事業内容の変更をしようとする時に、あらかじめ町長の認定を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(起業化計画の認定の取り消し及び支援金の返還)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、企業化計画の認定を取り消し、又は支援金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 認定及び支援金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な手段により起業化計画の認定又は支援金交付を受けたとき若しくは受けようとしたとき。
- (3) 支援金受領開始後7年間以内に町外へ事業所を移転したとき。
- (4) 支援金受領開始後7年間以内に廃業又は営業の実態が確認できない状態となったとき。

(5) 前号各号に掲げる場合のほか町長が不相当と認めたとき。

(実施状況報告及び遂行状況報告)

第11条 支援金の交付を受けた者は、支援金を受領している期間、事業の実施状況を伊根町商工会に報告し、経営指導を受けるものとする。また、事業の遂行状況を四半期毎に伊根町商工会を経由して伊根町長に報告するものとする。

(報告の徴収)

第12条 町長は、上記以外に必要な応じて支援金の交付を受けた者に対し報告を求め、調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第54号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月6日告示第10号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日前に伊根町開業支援金交付要綱(平成22年伊根町告示第24号)に基づき、起業化計画の認定を受けたものについては、なお従前の例による。

